

美容所確認票

		項 目	結 果	
審査基準	施設	1 床及び腰板にはコンクリート，タイル，リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。（省令第26条第1号）		
		2 作業室と居室の間は，障壁を設けること。（条例第6条第1号）		
		3 作業室の床面積は，9平方メートル以上とすること。（条例第6条第2号）		
		4 作業室に置くことができる美容用の椅子の数は，作業室の床面積が9平方メートル以下の場合にあっては2台まで，9平方メートルを超える場合にあっては2台にその超える部分の床面積3平方メートルごとに1台を加えた台数までとする。（条例第6条第3号）		
		5 待合所の床面積は，おおむね1.5平方メートル以上とし，美容用の椅子の数に応じ適当な広さを有すること。（条例第6条第4号）		
		6 作業室の天井は，じんあいの落ちない構造とすること。（条例第6条第5号）		
	照明・換気	1 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。（省令第27条第1号）		
		2 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。（省令第27条第2号）		
	設備	1 消毒設備を設けること。（法第13条第2号）		
		2 洗場は，流水装置とすること。（省令第26条第2号）		
		3 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。（省令第26条第3号）		
		4 作業室には，救急薬品等を常備すること。（条例第6条第6号）		
	確認事項	資格	1 美容を業とするものは，美容師免許を有すること。（法第6条）	
			2 美容師である従業者の数が常時2人以上いる場合は，管理美容師を置くこと。（法第12条の3第1項）	